

# 令和3年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第1回会議

日時：令和3年7月7日（水）午後2時～  
場所：豊田市役所 南52会議室

## 議事次第

### 1 開会・福祉部長 挨拶

### 2 委員・オブザーバー紹介

席次表・委員等一覧参照

### 3 会長、副会長選出について

### 4 令和3年度の協議会の進め方について

本資料(P.1)

### 5 令和2年度協議会 第3回会議における意見の整理について

本資料(P.2)

### 6 議事内容

#### （1）豊田市成年後見制度利用促進計画について

・令和2年度の課題と令和3年度の対応（報告）

本資料(P.3-4)、参考資料 1

・身寄りのない市民の支援について（取組項目23）（協議）

本資料(P.5-13)、参考資料 2

・後見人等へのアンケートについて（報告）

別添資料 1

#### （2）とよた市民後見人の養成・共働について（報告）

別添資料 2、参考資料 3

## ＜送付資料＞

- ① 次第
- ② 協議会設置要綱
- ③ 席次表
- ④ 委員等一覧
- ⑤ 本資料 第1回会議本資料
- ⑥ 別添資料 1 後見人等受任後の状況に関するアンケート調査票
- ⑦ 別添資料 2 とよた市民後見人の養成・共働について
- ⑧ 参考資料 1 豊田市成年後見制度利用促進計画資料
- ⑨ 参考資料 2 「身寄りのない方への支援」に関する勉強会報告書
- ⑩ 参考資料 3 令和3年度とよた市民後見人養成講座カリキュラム
- ⑪ 意見書 ※委員のみ
- ⑫ 日程調整表 ※委員のみ

## 豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市成年後見・法福連携推進協議会の設置及び組織並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利擁護に係る諸課題に対し、成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援における司法・医療・福祉等の地域連携体制を構築し、意見交換、協議及び市への提言等を行うため、豊田市成年後見・法福連携推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第3条 推進協議会は、次に掲げる事項について意見交換、協議及び市への提言等を行う。

- (1) 豊田市成年後見支援センターの運営状況及び体制等に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法第29号。）に関すること。
- (3) 司法・医療・福祉等の地域連携による権利擁護支援に関すること。
- (4) その他認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利擁護に資すること。

### (組織)

第4条 推進協議会は、常任委員7人をもって組織する。

### (委員)

第5条 推進協議会の常任委員は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者等の権利擁護等を取り巻く課題に関し、以下の優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 愛知県弁護士会に属し、かつ愛知県弁護士会が推薦する者
- (2) 愛知県司法書士会に属し、かつ愛知県司法書士会又は公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部が推薦する者
- (3) 愛知県社会福祉士会に属し、かつ愛知県社会福祉士会が推薦する者
- (4) 豊田加茂医師会に属する者
- (5) 医療相談員である者
- (6) 豊田市基幹包括支援センターに属する者
- (7) 豊田市地域自立支援協議会に属する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長等)

第6条 推進協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定め、その任期は委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第7条 会長は、司法及び成年後見制度に関し、以下の優れた識見を有する者を推進協議会の議題により招集することができる。ただし、オブザーバーは議決権を有さないこととする。

- (1) 名古屋家庭裁判所に属する者
- (2) 委員以外の委員所属団体に属する者
- (3) 他自治体設置の中核機関又は成年後見等実施機関に属する者

(推進協議会の開催)

第8条 推進協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、市長が招集する。

- 2 推進協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 推進協議会の議事で議決を要するものは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて委員及びオブザーバー以外の者を推進協議会に出席させることができる。

(推進協議会の公開)

第9条 推進協議会は、公開するものとする。

(部会の設置)

第10条 推進協議会は、具体的解決策の検討等を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会の設置及び解散、部会員の構成及び任期並びに部会において所掌する事項は、推進協議会にて決めるものとする。
- 3 部会員は、所掌する事項に関し特に優れた識見を有する者を、推進協議会会長の推薦を得て、市長が委嘱する。
- 4 部会長は、部会員の互選により定め、会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名された部会員が、その職務を代理する。

(報償)

第11条 第5条の委員及び第7条のオブザーバーには、市長が別途定める額の報償費を支払う。また、第8条第4項により出席した者については、事務局がその者と協議の上、報償費を支払う。

2 部会員に対する報償費については、市長が別途定めるものとする。

(事務局)

第12条 推進協議会の事務局を福祉部福祉総合相談課に置く。

2 部会の事務局を豊田市成年後見支援センターに置く。

3 推進協議会及び部会の運営については、中核機関である豊田市及び豊田市成年後見支援センターの相互協力のもと実施するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年6月21日から施行する。

(施行期日)

2 この要綱は、令和元年6月21日から施行する。

(施行期日)

3 この要綱は、令和3年7月7日から施行する。

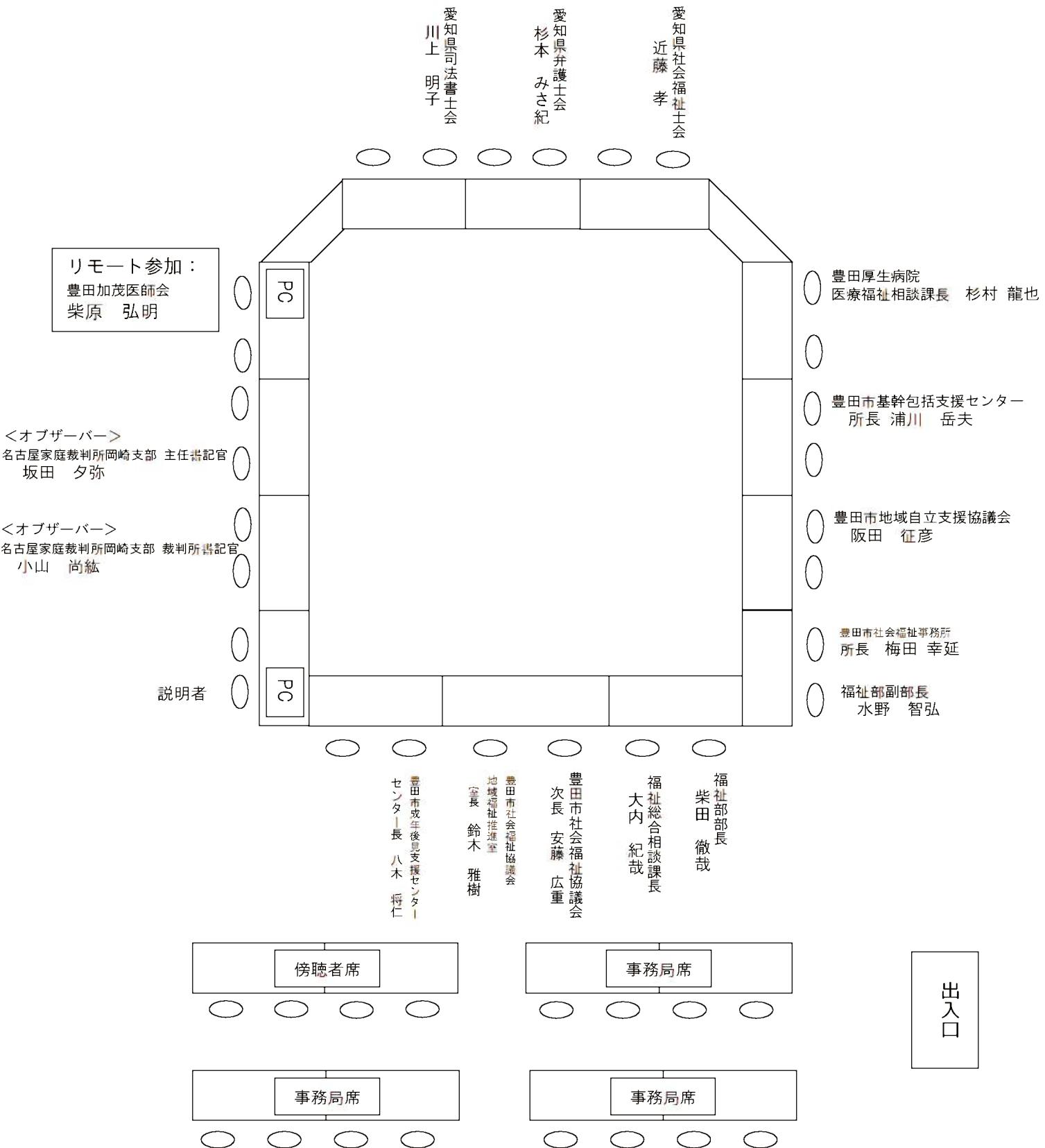
令和3年7月7日(水)

午後2時～4時

豊田市役所 南52会議室

## 令和3年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第1回会議

### 席 次 表



## <委員（7名）> （\_\_\_\_\_：交代）

杉本 みさ紀	愛知県弁護士会
川上 明子	愛知県司法書士会
近藤 孝	愛知県社会福祉士会
柴原 弘明	豊田加茂医師会
杉村 龍也	J A 愛知厚生連 豊田厚生病院
浦川 岳夫	豊田市基幹包括支援センター
阪田 征彦	豊田市地域自立支援協議会

## <オブザーバー>

- (1) 名古屋家庭裁判所に属する者
- (2) 委員以外の委員所属団体に属する者
- (3) 他自治体設置の中核機関又は成年後見等実施機関に属する者

※オブザーバーは必要に応じて招集するものとする

## <事務局>

豊田市 福祉部 福祉総合相談課

豊田市成年後見支援センター（社会福祉法人豊田市社会福祉協議会）

順不同、敬称略

# 令和3年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第1回会議・本資料

---

令和3年7月7日（水）  
豊田市 福祉部 福祉総合相談課  
豊田市成年後見支援センター



1 令和3年度の協議会の進め方について	.....	P. 1
2 令和2年度協議会 第3回会議における議論の整理について	.....	P. 2
3 豊田市成年後見制度利用促進計画について	.....	P. 3
4 令和2年度の課題と令和3年度の対応	.....	P. 4 【参考資料1】
5 身よりのない市民の支援について	.....	P. 5～13 【参考資料2】
6 後見人等へのアンケートについて	.....	【別添資料2】
7 とよた市民後見人の養成・共働について	.....	【別添資料3】 【参考資料3】

第1回 7/7

**①豊田市成年後見制度利用促進計画について  
(成年後見支援センター含む)**

- ・令和2年度の課題と令和3年度の対応
- ・身寄りのない市民の支援（取組項目23）
- ・後見人等へのアンケート

**②とよた市民後見人の養成・共働について**

- ・令和3年度とよた市民後見人養成講座
- ・とよた市民後見人受任状況
- ・とよた市民後見人受任体制

厚生労働省  
(次期基本計画)

7月  
中間とりまとめ案

第2回 11月頃

**①豊田市成年後見制度利用促進計画について  
(成年後見支援センター含む)**

- ・令和3年度の中間報告
- ・重点取組項目、懸案事項の報告、協議

**②とよた市民後見人の養成・共働について**

- ・バンク登録者、とよた市民後見人の活動報告
- ・令和3年度の講座に関する状況報告

10月  
R4事業案

第3回 2月頃

**①豊田市成年後見制度利用促進計画について  
(成年後見支援センター含む)**

- ・令和3年度の実績見込み報告
- ・令和4年度の取組予定
- ・令和4年度のセンター事業計画の承認
- ・令和4年度の中間見直し

**②とよた市民後見人の養成・共働について**

- ・バンク登録者、とよた市民後見人の活動報告
- ・令和3年度の実績見込み報告
- ・令和4年度の中間見直し

12月  
次期計画案

3月  
閣議決定

## 豊田市成年後見制度利用促進計画について

### ○身寄りのない市民等が安心して入所・入院できる環境整備（取組項目23）

- ・（安城市で起こった身元保証に関する事案に関する事案に関連して、）豊田市においても身元保証団体の実態について調査、及び課題の精査を行い、今後どのような仕組みが必要か検討することは重要である。
- ・身元保証団体や身元保証に関する勉強会を開くことで、行政、法律、医療、福祉の各分野の支援者が課題の共有、意識醸成を図ることから始めていく必要がある。
- ・病院や入所施設だけではなく、アパート等の入居についても同様に検討していく必要がある。
- ・身元保証の問題を協議する場について検討が必要である。

### ○親族後見人・市民後見人向け専門職相談会の実施（取組項目18）

- ・専門職相談会は、相談を担当する弁護士や司法書士と後見センターとの関係性を構築する重要な機会であるため、日々の後見活動の困りごとを市民後見人と一緒に相談してみるなど、後見センターが積極的に活用していく必要がある。

### ○豊田市版意思決定支援ポイント集の作成と普及（取組項目21）

- ・わたしのノート（エンディングノート）【スタート編】を作つて終了ではなく、意思決定支援のプロセスが重要であるということを関係機関にさらに周知していく必要がある。
- ・令和2年10月に厚生労働省から発出された「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を踏まえた取組の推進、もしくは意思決定支援の普及に関する取組の新設を検討する必要がある。

### ○寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり（取組項目14）

- ・寄付については将来的に地域における権利擁護支援活動に広く活用できる仕組みなのか、市民後見人や成年後見制度を中心に寄付を募るものなのか、資金の使い方を明確にする必要がある。

# 豊田市成年後見制度利用促進計画について

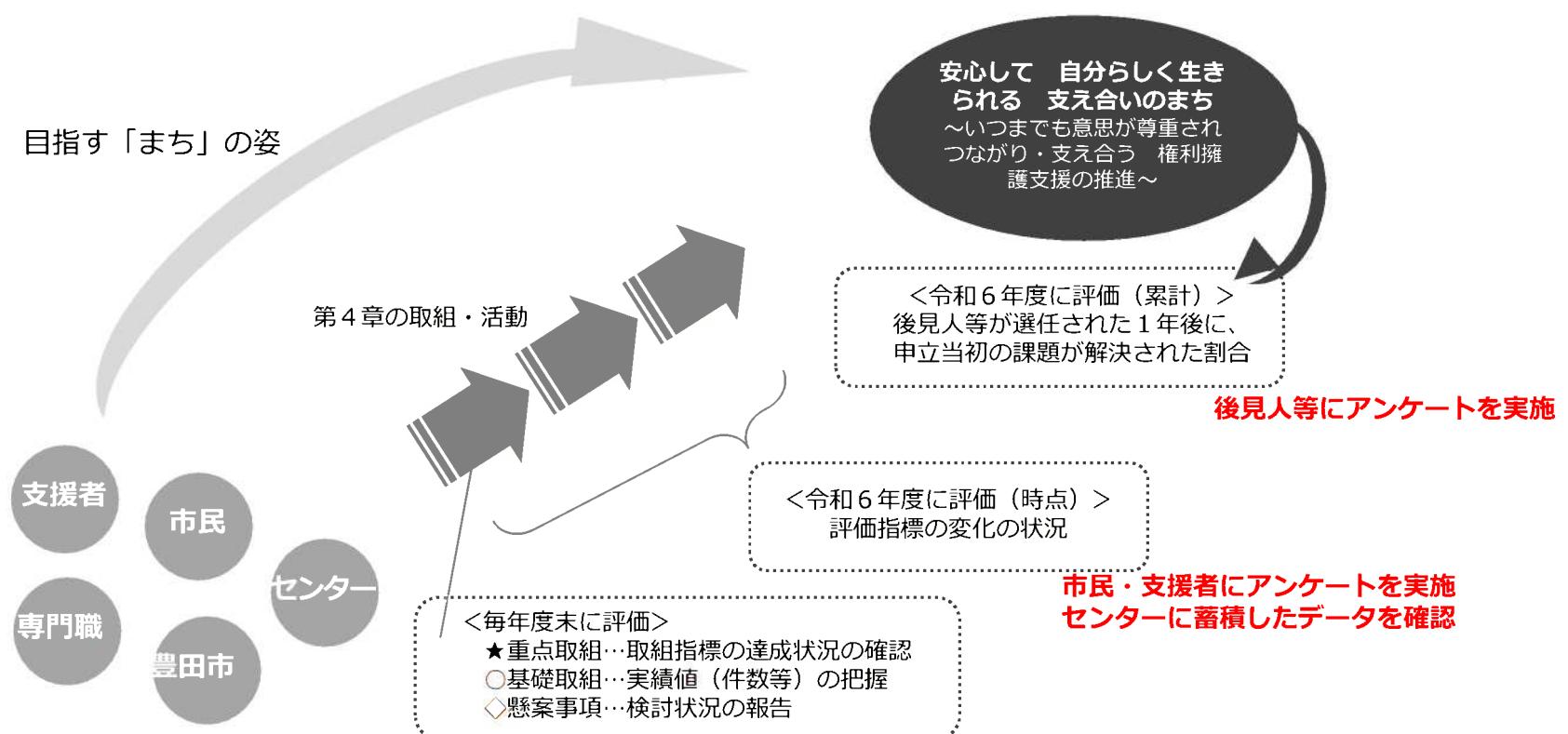
## 計画の進行管理・評価について（計画P.66）

### <計画の進行管理>

- 「重点取組」については、毎年度の取組指標を掲げており、その進捗状況を確認していく。
- 「基礎取組」については、毎年度末に実績値を確認し、実績管理を行う。
- 「懸案事項」については、あらかじめ検討時期を設定したうえで、それに応じた検討状況を「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」に報告し、方向性を確認しながら進めていく。

### <計画の評価体制>

- 計画全体の評価については、「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」において、取組内容や成果を確認し、評価を行う。
- 市民目線、専門的視点からの進捗状況を評価した上で、取組のより効果的な推進に役立てるとともに、必要に応じた見直しなどを行う。



## 令和 2 年度の課題と令和 3 年度の対応

【参考資料 1】参照

## <取組の柱：成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発>

- 課題：対面形式の講座、研修会の開催回数が減少し、理解・啓発活動を広げることができなかった
- ☆対応：新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえて、動画やオンラインの活用を検討

## <取組の柱：支援者からセンターにつながる仕組みづくり>

- 課題：つなげるケースの目安案について、専門家の意見を反映する必要がある
- ☆対応：目安を使う支援者が関わる具体的な事例を取り上げていく

## <取組の柱：多様な主体が権利擁護支援に携わることができる環境づくり>

- 課題：金銭管理の需要が増加しており、対応できる事業や制度の強化が必要
- ☆対応：権利擁護支援を支える取組として、社会福祉協議会の金銭管理事業にくらし応援資金の一部を充てていくことを検討

## <取組の柱：意思決定支援を円滑に行う仕組みづくりと普及・啓発の実施>

- ☆対応：令和2年10月に厚生労働省から発出された「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を踏まえた取組の検討

## <取組の柱：地域で暮らし続ける基盤・環境づくり>

- 課題：身寄りのない方への支援について、各分野の支援者の課題共有や協議の場の必要性
- ☆対応：支援のあり方について部会を設置し、具体的に協議を進めていく（※議事内容6（1）参照）

## 身よりのない市民の支援について

【参考資料2】参照

# 身寄りのない方に対する支援のあり方の全体像

## 1 豊田市の現状

<高齢化の進展と家族構成の変化>

- 総人口は2030年にピーク（43万人）を迎える、その後減少
- 高齢化率は、2040年には31.1%となり、その後も上昇
- 高齢者世帯は年々増加、単身高齢者についても増加
- 高齢者世帯に限らず、核家族世帯、単身世帯の割合が増加

## 2 豊田市における課題

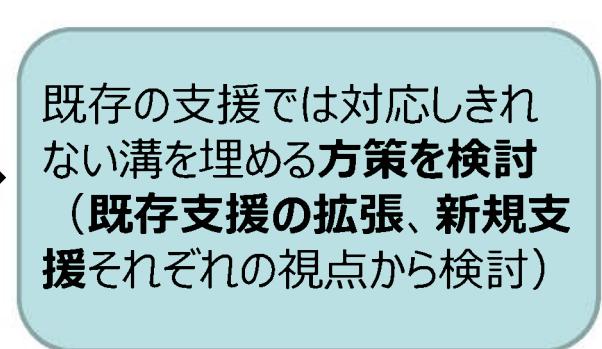
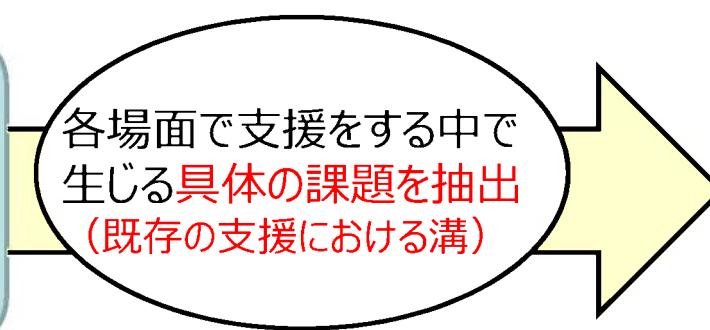
<身寄りのない方の定義>

- 身寄りがない人または家族や親類へ連絡がつかない状況にある人、  
家族の支援が得られない人とする※

※「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」より抜粋  
<課題の仮説>

- 入院、入所、救急搬送、賃貸契約、死後の5場面で身寄りがないことによる課題が生じる
- 各場面では主に人（付添等の支援）・金（費用回収）・訴訟リスクいずれかを要因とする課題が生じる

## 3 課題に対する対応策について

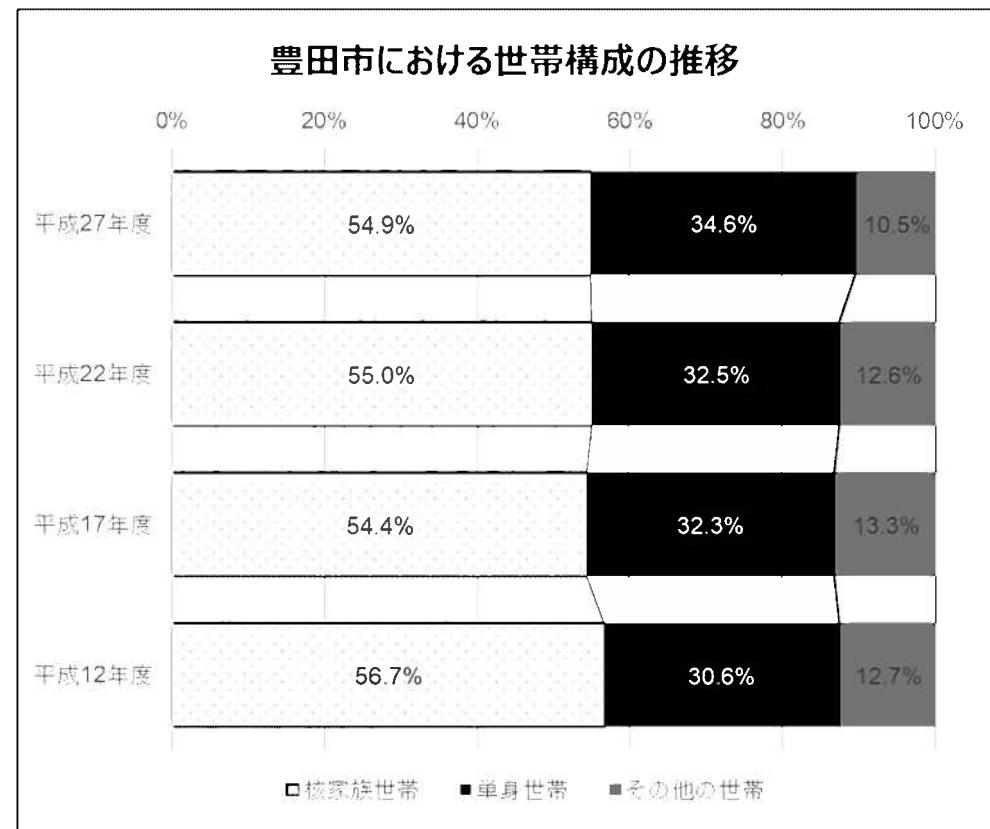
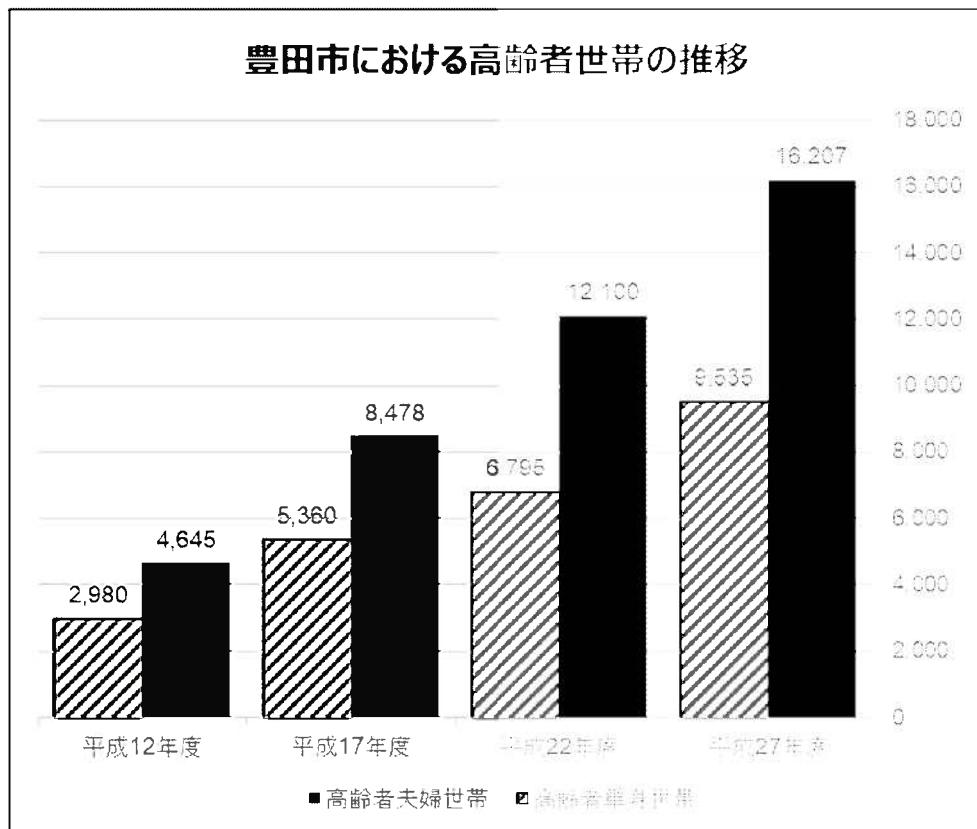


## 4 法福での論点

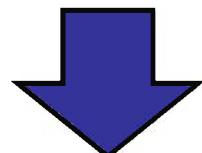
- ①身寄りのない方の支援策を検討するための部会の設立
- ②部会員の構成について
- ③課題の設定や方向性に対する共通認識

## 豊田市における高齢者世帯の増加と全世代に占める単身世帯の割合

出典：国勢調査（H12～H27）より



高齢者世帯（夫婦世帯含む）の増加→既に困っている市民がいる  
全世代における単身世帯の増加→これからも困る市民が増え続ける



身寄りのない方に対する支援の必要性

## 調査概要

### <調査機関>

- 2021年2月下旬

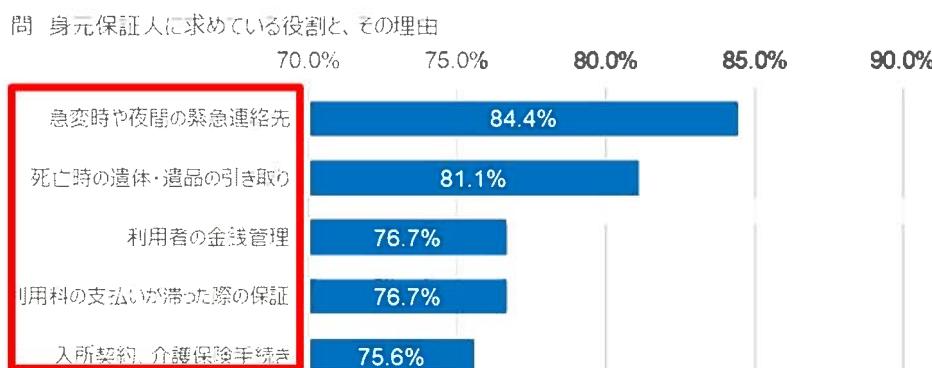
### <主なアンケート先（124施設中90施設から回答（平均回答率72.6%））>

(高齢分野)：市内特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等、計103施設

(障がい分野)：障がい者入所施設、障がい者グループホーム、計21施設

### <実施目的>

- 身寄りのない方が安心して生活できる社会の実現に向けた、医療・介護の連携体制などを検討する際の参考とするため



○高齢・障がいの分野に関わらず入所には身元保証人を求めている（95%が求めている）

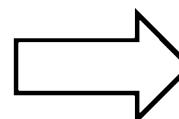
○身元保証人には緊急時の対応、死後事務、金銭管理、契約事務を求めることが多い（回答団体の75%以上が回答）

○回答団体のうち40%の団体は過去に身寄りのない方を受け入れたことがある

○受入れの際は成年後見制度や身元保証等高齢者サポートサービス※を使うことで

### 身元保証人を確保した

※日々の見守りや医療機関への入院等の際の「身元保証・身元引受等」、亡くなった後の葬儀の手配等について、有償でこれらに対応するサービスです。



**身寄りのない方を  
事業者側が安心して受け入れられる  
仕組みづくりが必要**

## 調査概要

### <調査機関>

- 2021年2月下旬

### <ヒアリング先>

- 急性期病院（トヨタ記念病院）、回復期病院（豊田地域医療センター）、精神病院（南豊田病院・豊田西病院）

### <実施目的>

- 身寄りのない方が安心して生活できる社会の実現に向けた、医療・介護の連携体制などを検討する際の参考とするため

### <入院時>

- 病院であるため身元保証人がいなくとも受け入れないわけにはいかない、基本、受け入れる
- 精神病院に限っては、受け入れを前提に検討するものの、保護室の空き状況や、他の疾患の重複など、病院での対応が難しいと判断した場合は入院を断ることがある

### <退院時>

- 在宅での生活が可能であれば、在宅に戻る
- 在宅が困難な場合は施設等を探すが、身元保証人、身寄りがないために断られるケースもある
- 身元保証人、身寄りがない場合は入院中に後見制度や生活保護の申請、身元保証団体の利用により、保証人がつくようにしている
- 後見制度等の手続きが終わり、施設での受入れが決まるまでは病棟の移動をするなど予定されていた入院期間を延長している

### <求める体制>

- 身元保証人がいない場合でも、受け入れのできる環境を作ってもらいたい
- 病院や施設、各専門職の役割や、相談先を皆で理解することで、チームで支えていけるような連携ができるとよい

## 調査概要

### <調査機関>

- 2021年3月上旬

### <アンケート先（回答率96.1%）>

- 全国の中核市（60市）に対して照会

### <実施目的>

- 身寄りのない方のための事業の実施の有無や支援を行う際の課題や対応策について各自治体の状況を把握する

### <「身寄りのない人のための事業」の有無>

- 死後事務（遺体の引き取りや死亡届の作成、火葬、埋葬の契約）を事業として行っている自治体はある（2市）
- 金銭管理や緊急時の対応を事業として行っている自治体はない
- NPOや社会福祉協議会が金銭管理や緊急時対応を事業として行っている自治体はある（2市）

### <身寄りがない方の入院・入所に関するマニュアル、事例集等の有無>

- 調査を行ったどの自治体においてもマニュアルや事例集等はない

### <「身寄りのない人の支援」に関する課題、対応策>

- 入院時の身元保証や死後事務の手続きなど、委任契約で支援はされてはいるものの、金銭面の負担などを理由に契約を結べないという問題がある
- 既存の法令等では対応困難な事例が増え、暫定的なルールでの対応を余儀なくされている
- 身寄りがなくとも、本人が安心して生活できるよう、関係機関の連携方法を整理する取り決めや身元保証機能を果たす事業の検討が必要
- 後見人等が決まるまでの間、保全処分のような機能を果たす仕組みが必要

## 基本的な考え方

- 身寄りがないことを理由に困難が生じる場面を「入院・入所・救急搬送・賃貸契約・死後」の5つの場面として想定
- 各場面では主に人（付添等の支援）・金（費用回収）・訴訟リスクいずれかを要因とする課題が生じるとし、課題を抽出
- 各課題には、身寄りのない方の受け入れを承諾する側（院長、施設長など）、身寄りのない方の受け入れをお願いする側（ケアマネ、包括、相談支援員など）の双方が課題を抱えていることを想定し、各課題に対する課題直面者を設定

凡例

○○ (課題の内容)  
△△ (課題直面者)

入院契約  
直面者：病院

※本来的にはケアマネの領分ではないが実態として対応しているため直面者として設定

日用品の買出し  
直面者：ケアマネ※

検査時・急変時  
直面者：ケアマネ※

転院  
直面者：病院

入院

入所契約  
直面者：施設

日用品の買出し・受診同行  
直面者：施設

急変時  
直面者：施設

施設間の移動  
直面者：施設

入所

救搬時  
直面者：ヘルパー・施設・消防隊

救急搬送

賃貸契約  
直面者：貸主

契約更新  
直面者：貸主

退去手続き  
直面者：貸主

賃貸契約

死後  
遺体の引渡  
直面者：病院・施設

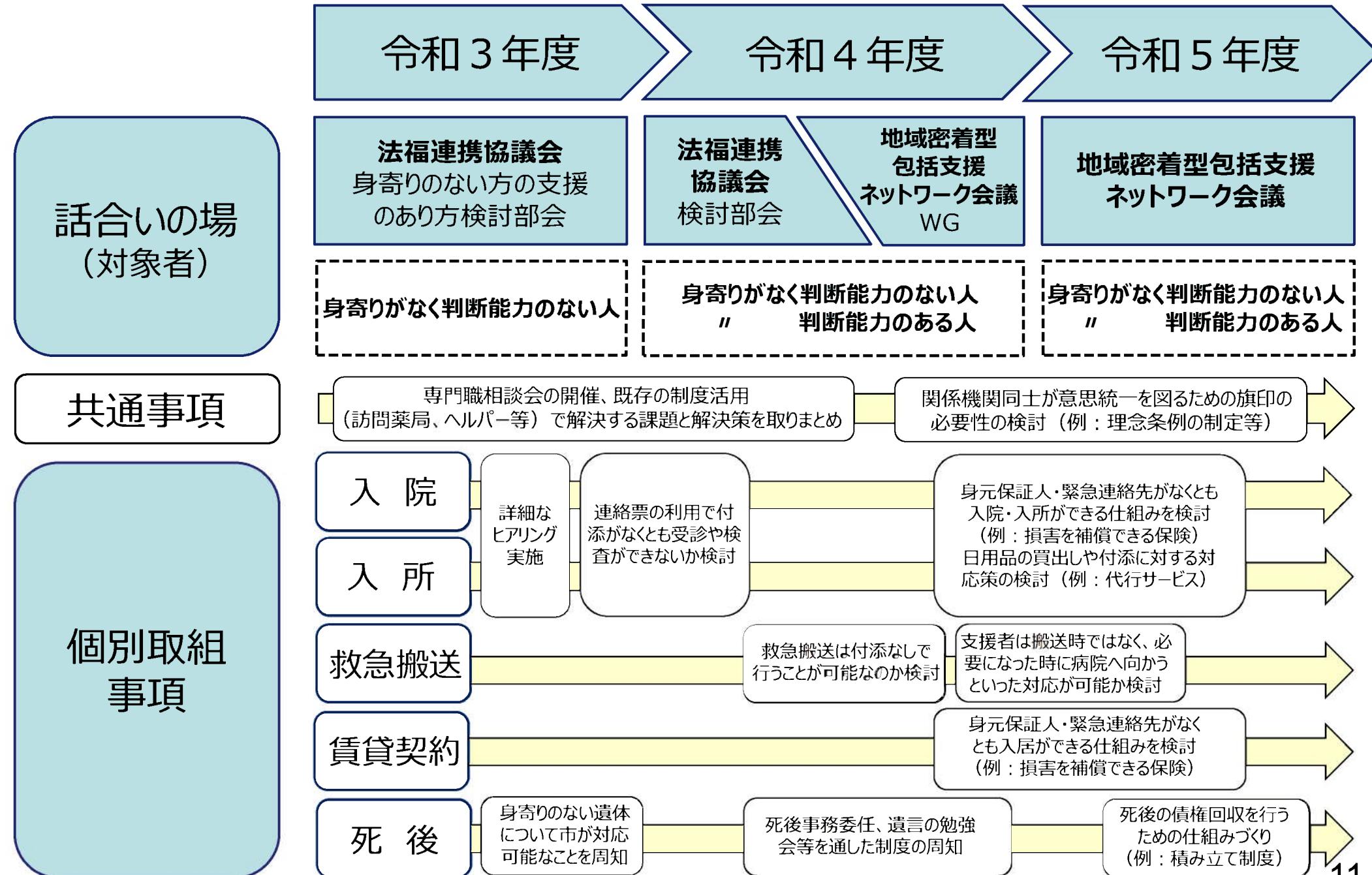
遺体・遺留品の引取  
直面者：市

葬儀関係  
直面者：葬儀会社

死亡届・火葬  
直面者：市

相続  
直面者：債権者

死後



## 部会員（案）

- 三士会（弁護士、司法書士、社会福祉士）
- 病院（医療相談員）
- 施設（高齢・障がいそれぞれの職員）
- 包括（包括職員）
- ケアマネ

※後見人は前述の図内要所で関わることから三士会については初期より参加

※現時点では個別の名前は出さず、属性のみ

※必要に応じて部会員、オブザーバー等の形式で部会の参加者を増やす

## ＜令和3年度のスケジュール＞

7月：本協議会での部会設立に対する委員からの了承

8月：部会員（個人名入り）作成、会長への了承

9月：各部会員の日程調整、第一回の部会開催

1月：第二回の部会開催

※全体会としては2回程度の開催予定、必要に応じて各部会員との打合せを別に行う

## ＜主な論点案＞

- ①部会を設立することは望ましいか。
- ②部会員（案）に追加すべき職種はいるか。
- ③市としての現状の課題について不足している点（その他の場面でも課題があるなど）は何か。
- ④今後の取組事項について優先順位のつけ方や、不足している視点、事項はないか。

## ＜その他論点案＞

- 現状の課題に対して、協力が可能なことはあるか。
- 後見人が権限を持たない事項や責務ではない事項にはどういったものがあり、どういった課題があるか。
  - ・医療同意
  - ・被後見人の移送（ex.自宅→病院、病院→病院、病院→自宅、病院→施設）
  - ・入院医療・施設入所に伴う、①身の回り品整備・生活支援、②被後見人の債務の保証、③身元保証（身元引受）
  - ・入院医療から次の療養の場に移動する際の対応
- 上記の課題に対して、実態として対応している、もしくは依頼しているはあるのか。

## 後見人等へのアンケートについて

【別添資料 1】参照

## とよた市民後見人の養成・共働について

【別添資料2、参考資料3】参照

## 別添資料 1

第 号  
令和 年 月 日

○○○成年後見人□□□□ 様

豊田市成年後見支援センター長  
八木 将仁

### 後見人等受任後の状況に関するアンケート調査について（依頼）

平素より当会事業に御理解御協力いただき、誠にありがとうございます。

成年後見制度利用促進における中核機関である豊田市成年後見支援センターでは、後見人支援にも力を入れております。

その一環としまして、当センターで受任調整を行い、受任していただいた専門職の皆様に向けて、下記のとおりアンケート調査をさせていただきたく存じます。

#### 記

- 1 目 的 調査により後見人等選任後の状況を把握し、当初の課題が解消したか確認及び新たに表出した課題に対して適切な後見人支援につなげるため。
- 2 対 象 当センターが主催する受任調整会議の結果、受任頂いた専門職
- 3 時 期 後見人等に選任され、約1年後（目安）

お忙しいところ大変恐縮ですが、別紙「アンケート調査票」に記入後、同封の返信用封筒にて令和 年 月 日までに御返送をお願いします。

#### 問合せ先

豊田市成年後見支援センター 担当

T E L 0565-63-5566

F A X 0565-33-2346

E-MAIL s-shien@toyota-shakyo.jp

□□□□ 様

後見人等受任後の状況に関するアンケート調査票

年 月 日

被後見人○○○○○ 様に関する受任調整会議時の課題 (受任当初の課題①③)

① 借金・お金	(長男が金銭管理をしているが詳細不明。)
② 相続	
③ 家族・トラブル	(長男との関係が築けず支援ができない。)
④ 支援体制が整っていない	
⑤ 居所の変更・自宅の退去・処分	

	質問	回答 (当てはまるものに○)
1	受任当初の課題①③は解決しましたか。	i すべて解決した ii 一部解決した iii 解決していない iv 死亡した
2	【質問1で ii・iiiと回答された場合】 受任当初の課題①③の中で、 解決していない課題はどの課題ですか。	番号 ( ) (自由記載)
3	当初想定されていなかった課題が新たに 発生しましたか。	i 新たな課題が出てきた ii 新たな課題はない
4	【質問3で iと回答された場合】 出てきた課題はどのようなものですか。	(自由記載)
5	【質問3で iと回答された場合】 出てきた課題は解決しましたか。	i 課題は解決した ii 課題はまだ解決していない
6	課題について、どこか関係機関等に相談 されたことはありますか。	i 相談した ( ) ii 相談していない
7	当センターが後見人支援を行っているこ とを御存知でしたか。	i 知っており、利用したことがある ii 知っているが利用したことではない iii 知らなかった
8	当センターについて、御意見があればお 聞かせください。(後見人支援のことにつ きません)	(自由記載)

## とよた市民後見人の養成・共働について

### 1 とよた市民後見人養成講座 報告

#### (1) 令和2年度とよた市民後見人養成講座・バンク登録の実績

修了者数 19名  
バンク登録者数 16名（累計登録者数 34名）

#### (2) 令和3年度とよた市民後見人養成講座

別紙「令和3年度とよた市民後見人養成講座カリキュラム」を参照

### 2 とよた市民後見人 受任状況

#### (1) 令和2年度の受任状況

7名が選任され、内1名の被後見人が亡くなり、現在は6名の方が活動しています。

#### (2) 令和3年度の取り組み

とよた市民後見人がより活躍できるように、受任案件の拡充を図ります。

#### 【受任案件の拡充方法】

専門職から「センター・とよた市民後見人」の複数受任へのリレー

対象者（被後見人等）	受任手順（①⇒②⇒③⇒④⇒⑤⇒⑥）
・法的課題がない	①専門職よりセンターへ問い合わせ
・居所が安定している	②センターから家裁へ事案の連絡
・居所が原則豊田市	③専門職とセンターが本人と面会
・多額の財産がない、または支援信 になっている等	④受任調整会議にて審議。市民後見人を推薦 ⑤専門職が辞任選任の申立を行う ⑥チーム会議にて引継ぎ
※上記の条件がすべて整っている者	

### 3 寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり

#### 仕組みづくりの実績

地域住民等による権利擁護を支えあうための仕組みとして、令和2年4月より「暮らし応援資金」を開始しました。

収入（内訳）		
内 容	件 数	金 額
指定寄付	11件	149,746円
法人後見報酬	20件	3,530,000円
合 計		① 3,679,746円
支出（実績）		
とよた市民後見人報酬費用助成	1件	② 12,000円
積立金額		(①-②) 3,667,746円

## 豊田市成年後見制度利用促進計画に基づく事業実施について（令和2年度～令和4年度）

### 参考資料 1

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	R2実績	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4						
包括的な相談支援体制の充実 ～地域のつながりから早期発見・早期支援を可能とする総合相談体制の構築～	成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進	1	重点	支援者・専門職向け研修の開催 (市分担課) 障がい福祉課、高齢福祉課	開催回数 (回)	1	後見支援センター 福祉総合相談課	研修実施	→	→						
							障がい福祉課 高齢福祉課	実施にむけた委託先等へのヒアリング及び周知協力	→	→						
							支援者 専門職	研修参加	→	→						
		＜令和2年度の取組ポイント＞ 支援者（地域包括支援センターや障がい相談支援事業所等）向けの研修を年2回開催予定。構成として第一部を成年後見制度に関する講義、第二部を取組番号4の目安作成と関連付け、「どのような場面で、どのような判断基準で後見支援センターにつなぐべきか」について多職種で検討するワークショップ形式を想定。														
		＜令和2年度の実績報告＞ 新型コロナの影響により研修会を年1回に変更し、地域包括支援センター職員向けの研修会を基幹包括支援センターと連携して開催した。 制度の概要説明と実際の事例を用いながら、後見支援センターに繋げるポイント等の解説を行い、制度と後見支援センターの役割について参加者の理解を深める研修となった。														
		＜令和3年度の取組ポイント＞ 初任者向け・現任者向けの2回に分けて、支援者（地域包括支援センター職員や障がい相談支援事業所職員等）のための研修を開催予定。 初任者向け研修では取組番号4で検討した「つなげる目安」を基にグループワークを行い、事例を多く掲載するなど内容の充実を図る。 また、現任者向けでは実際の後見人の役割について、グループワークをとおして理解を深めながらチーム支援の必要性を学んでもらう事を想定している。														
		2	基礎	市民向け啓発の実施	開催回数 (回)	13	後見支援センター 福祉総合相談課	計画わかりやすい版の作成 市民向け公開講座・出前講座の継続実施	わかりやすい版を活用した市民向け公開講座・出前講座の継続実施	→						
							専門職 支援者	市民向け公開講座・出前講座への参画	→	→						
							市民	市民向け公開講座・出前講座への参加	→	→						
		＜令和2年度の実績報告＞ 主に知的障がいのある人をはじめとした情報理解に難しさを抱える人たちに情報を届けるサポートを行っている団体にデザインを依頼した計画のわかりやすい版を作成している。 出前講座では障がい者施設や地域包括支援センターなどで、利用者や利用者の親族を対象に制度の周知を実施。市民向け公開講座は新型コロナの影響で未実施。														
		3	基礎	金融機関向け研修の開催 (市分担課) 高齢福祉課	開催回数 (回)	0	後見支援センター 福祉総合相談課 支援者	関係機関調整・実施	→	→						
							高齢福祉課	実施にむけた委託先等への調整協力	→	→						
		＜令和2年度の実績報告＞ 新型コロナの影響で未実施。														

## 豊田市成年後見制度利用促進計画に基づく事業実施について（令和2年度～令和4年度）

### 参考資料 1

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	R2実績	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4						
包括的な相談支援体制の充実 ～地域のつながりから早期発見・早期支援を可能とする総合相談体制の構築～	支援者からセンターにつながる仕組みづくり	4	重点	成年後見支援センターにつなげるケースの目安の作成  (市分担課) 障がい福祉課、高齢福祉課	-	-	後見支援センター <b>支援者</b> 福祉総合相談課	内容検討	目安の完成、活用開始	→						
							障がい福祉課 高齢福祉課	委託先等へ検討の協力 要請を行うことの承諾	活用開始	→						
							専門職	内容への助言等	活用時の助言等	→						
		<令和2年度の取組ポイント> 取組番号1の支援者・専門職向け研修にて、後見支援センターと支援者を中心に多職種で内容について検討。高齢分野、障がい分野、専門職それぞれの視点から後見支援センターと支援者の適切な役割分担のあり方の整理を行いつつ、実践的な目安を目指す。														
		<令和2年度の実績報告> 日頃、後見支援センターが行う相談業務を振り返り、関係機関との連絡調整や役割分担における課題を整理した。 また、これまで行ってきた関係機関向け研修の意見などを参考に、関係機関から後見支援センターにつなげる目安の内容について検討した。														
		<令和3年度の取組ポイント> つなげる目安のたたき台を基に取組番号1の支援者・専門職向け研修を開催し、事例を多く掲載するなど支援者が実務上活用しやすい目安の完成を目指す。 また、完成した目安について、その周知を図っていく。														
		5	基礎	多機関合同事例検討会の開催	開催回数 (回)	3	後見支援センター <b>支援者</b>	検討会の継続実施	→	→						
							福祉総合相談課 専門職	検討会への参画	→	→						
		6	基礎	総合相談窓口・地域包括支援センター・障がい者相談 支援事業所における相談対応  (市分担課) 障がい福祉課、高齢福祉課	対応回数 (回)	1098	福祉総合相談課 <b>支援者</b> 後見支援センター	相談対応の継続実施	→	→						
							高齢福祉課 障がい福祉課	委託先等が一次窓口として機能するための協力	→	→						
		7	懸案	消費生活センターとの連携策の検討  (関係課) 福祉総合相談課、消費生活センター	-	-	福祉総合相談課 後見支援センター 消費生活センター	現状及び課題整理	4で作成した目安を基にした内容の検討	消費生活センター用 つなげる目安活用開始						
		<令和2年度の実績報告> 消費生活センターへのヒアリングを実施し、取組番号4の目安が完成した後、連携策の検討をしていくことを確認した。														

豊田市成年後見制度利用促進計画に基づく事業実施について（令和2年度～令和4年度）

参考資料 1

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	R2実績	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4
包括的な相談支援体制の充実 ～地域のつながりから早期発見・早期支援を可能とする総合相談体制の構築～	成年後見制度の必要性を専門的に判断できる体制の構築	8	基礎	センターによる相談対応とケース会議の出席	対応回数(回)	3137	<b>後見支援センター</b>	継続対応	→	→
		9	基礎	日常生活自立支援事業・生活困窮者自立支援事業からの移行調整の実施	移行件数(件)	8	<b>後見支援センター 支援者</b>	対応の協力、助言等	→	→
		10	懸案	高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり	—	—	<b>福祉総合相談課 後見支援センター</b>	現状の対応継続	課題整理	対応策の検討
暮らしを支える環境整備 ～意思の尊重と身上保護を主においた本人と成年後見人等を取り巻く支援環境の整備～	本人の意向・状況を踏まえた申立支援と候補者調整の実施	11	基礎	多職種による受任調整会議の実施	実施件数(件)	63	<b>後見支援センター 専門職 福祉総合相談課</b>	受任調整会議の継続実施	→	→
		12	基礎	センターによる申立支援の実施	支援人数(人)	96	<b>後見支援センター</b>	申立支援の継続実施	→	→
		13	基礎	市長申立の実施と円滑な実施体制の整備	申立件数(件)	15	<b>福祉総合相談課 後見支援センター</b>	実施への協力、助言等	→	→

## 豊田市成年後見制度利用促進計画に基づく事業実施について（令和2年度～令和4年度）

### 参考資料 1

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	R2実績	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4						
暮らしを支える環境整備 ～意思の尊重と身上保護を主においた本人と成年後見人等を取り巻く支援環境の整備～	多様な主体が権利擁護支援に携わることのできる環境づくり	14	重点	とよた市民後見人の養成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり	-	-	後見支援センター <b>福祉総合相談課</b> 専門職	2期生養成及び権利擁護支援活動を支える仕組みの運用開始	3期生養成及び仕組みの充実	講座の方向性と仕組みの運用についての見直し						
							市民支援者	講座及び仕組みへの参画	→	→						
		<p>＜令和2年度の取組ポイント＞</p> <p>令和2年度とよた市民後見人養成講座を開講。令和3年度までは毎年開講し、令和4年度にターゲットや内容について見直しを行う。また、権利擁護支援活動を支える仕組みとして社会福祉協議会が設置した「くらし応援資金」について、効果的な周知方法を検討するとともに、スムーズな運用ができるよう体制整備を図る。</p>														
		<p>＜令和2年度の実績報告＞</p> <p>令和2年度とよた市民後見人養成講座を開催し、受講者19名全員が講座を修了した。今年度中に市民後見人バンク登録の事前面接、そしてバンク登録を予定している。くらし応援資金については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、予定されていた訪問しての周知活動などを延期し、社協だよりにくらし応援資金の記事を掲載することで周知を図った。</p>														
		<p>＜令和3年度の取組ポイント＞</p> <p>令和3年度もとよた市民後見人養成講座を開催予定。また、講座修了者同士が交流できる機会を設けるなど、フォローアップ体制の充実を図る。</p> <p>くらし応援資金についても、コロナ禍においても効果的な周知方法を検討し、継続的な周知と適切な運用を行う。</p>														
		15	基礎	法人後見・日常生活自立支援事業等の効果的な実施体制の確立	受任件数(件)	41	後見支援センター <b>支援者</b> 福祉総合相談課	継続実施	→	→						
		16	基礎	利用支援事業の実施と必要に応じた見直し	実施件数(件)	51	<b>福祉総合相談課</b>	継続実施	→	→						
		17	懸案	新たな後見活動の担い手確保に向けた課題整理と対応策の検討  (市分担課) 総務監査課、障がい福祉課、介護保険課	-	-	後見支援センター <b>福祉総合相談課</b>	課題整理・解決手法の洗い出し	対応策の検討・実施	→						
							総務監査課 障がい福祉課 介護保険課 専門職 支援者	社会福祉法人等との連携策に関するヒアリング等への協力	検討への参画及び実施における協力	→						
		<p>＜令和2年度の実績報告＞</p> <p>新たな後見活動の担い手確保に向けて社会福祉連携推進法人等を想定した場合の課題整理を実施。</p> <p>社会福祉法人等へのヒアリングについては新型コロナの影響で延期しており、今後の動向を注視しながら実施していく。</p>														

豊田市成年後見制度利用促進計画に基づく事業実施について（令和2年度～令和4年度）

参考資料 1

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	R2実績	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4						
暮らしを支える環境整備 ～意思の尊重と身上保護を主においた本人と成年後見人等を取り巻く支援環境の整備～	後見人等支援の充実	18	重点	親族後見人・市民後見人向け専門職相談会の実施	相談件数(件)	13	後見支援センター <b>専門職</b> 福祉総合相談課	本格開催	定期開催	→						
							市民 支援者	相談会の活用、参画	→	→						
		<p>＜令和2年度の取組ポイント＞</p> <p>今年度より、親族後見人と市民後見人向けに専門職（弁護士、司法書士）による相談会を実施。就職時報告、定期報告時の書類記入の仕方や、後見活動における専門職からの助言を得る機会を定期的に設けることで、親族後見人や市民後見人が不安なく活動しやすい環境を整備する。</p>														
		<p>＜令和2年度の実績報告＞</p> <p>令和2年7月より専門職（弁護士、司法書士）による相談会を実施し、親族後見人から就職時報告や財産管理についての相談があった。</p>														
		<p>＜令和3年度の取組ポイント＞</p> <p>相談会を継続実施。後見支援センターが申立支援で関わった親族後見人に対して、専門職相談会のチラシを郵送して周知を図っていく。</p> <p>また、活動が本格化する市民後見人については、定期報告の前に相談会を活用してもらうなど、金銭管理・身上保護について専門職の助言が得られる体制を確立する。</p>														
		19	重点	送付先変更に係る手続き事務の簡素化  (市分担課) 障がい福祉課、高齢福祉課、介護保険課、福祉医療課	-	-	福祉総合相談課 後見支援センター	課題整理	対応策の検討	実施						
							障がい福祉課 高齢福祉課 介護保険課 福祉医療課	課題整理に関するヒアリング等への協力	課題を踏まえた対応策の検討	実施・運用						
		<p>＜令和2年度の取組ポイント＞</p> <p>送付先変更手続きについては、成年後見人等実務者より手続きが煩雑であるとの意見を多く頂いている。送付先変更に係る手続きの簡素化を図るために、後見人等からのヒアリングや関係課との調整を行い、後見人等の負担軽減を図るべくまずは部内での検討を進めていく。</p>														
		<p>＜令和2年度の実績報告＞</p> <p>関係各課に送付先変更の実施状況や、送付先変更の一括受付に既に取り組んでいる自治体にヒアリング調査を実施。</p> <p>今年度中に、専門職（三士会）へ送付先変更に関するアンケート調査を実施していく。</p>														
		<p>＜令和3年度の取組ポイント＞</p> <p>専門職への調査結果を踏まえ、後見人等の送付先変更の一括受付に向けた府内調整を進めていく。</p>														
		20	基礎	成年後見支援センターによる後見人等からの相談対応と支援の実施	支援人数(人)	77	後見支援センター	継続実施	→	→						
							専門職 支援者 市民	センターの活用、支援における協力	→	→						

## 豊田市成年後見制度利用促進計画に基づく事業実施について（令和2年度～令和4年度）

### 参考資料 1

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	R2実績	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4						
暮らしを支える環境整備 ～意思の尊重と身上保護を主においた本人と成年後見人等を取り巻く支援環境の整備～	意思決定支援を円滑に行う仕組みづくりと普及・啓発の実施	21	重点	豊田市版意思決定支援ポイント集の作成と普及 (市分担課) 地域包括ケア企画課	-	-	地域包括ケア企画課 <b>支援者</b>	ポイント集普及 市民啓発策の検討	合同研修・意見交換会	→						
							福祉総合相談課 後見支援センター 市民 専門職	普及啓発における協力 検討への参画	研修等への参加	→						
		＜令和2年度の取組ポイント＞ 市全体に意思決定支援の普及を図るために令和元年度に作成された意思決定支援ポイント集について、研修会の企画や普及啓発手法の検討に参画する。後見支援センターが中心となり行っている権利擁護活動支援においても重要な役割を果たす。本ポイント集の普及啓発及び定着を目指す。														
		＜令和2年度の実績報告＞ 意思決定支援ポイントについて、ボリュームのスリム化や10項目の心がけを修正するなど、ポイント集の改善を行った。 また、全ての方が共通で使用できる記録ツール「わたしのノート（エンディングノート）【スタート編】」を作成した。 意思決定支援の普及については、医師会など関係団体が実施する既存研修会を活用するなど長期的な視点で啓発を実施することでワーキンググループで合意した。														
		＜令和3年度の取組ポイント＞ 意思決定支援の普及を進めていくとともに、意思の実現に向け、意思の記録ツール「わたしのノート【スタート編】」を確実に使用し、多職種と共有ができる体制について検討を進めます。														
		22	基礎	エンディングノートの活用による普及と内容の充実 (市分担課) 地域包括ケア企画課	開催回数 (回)	4	地域包括ケア企画課 <b>支援者</b> 後見支援センター	普及啓発や内容の充実 に向けた検討 出前講座等による啓発 活動	出前講座等による啓発 活動	→						
							市民 専門職	エンディングノートの活用	→	→						
		＜令和2年度の実績報告＞ 単身高齢者が多く住んでいる団地の住民を対象に、終活をテーマにした出前講座を開催した。														

## 豊田市成年後見制度利用促進計画に基づく事業実施について（令和2年度～令和4年度）

### 参考資料 1

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	R2実績	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4						
暮らしを支える環境整備 ～意思の尊重と身上保護を主においた本人と成年後見人等を取り巻く支援環境の整備～	地域で暮らし続ける基盤・環境づくり	23	重点	身寄りのない市民等が安心して入所・入院できる環境整備  (市分担課) 地域包括ケア企画課、生活福祉課、消防	-	-	地域包括ケア企画課 福祉総合相談課 後見支援センター	実態調査	課題整理	対応策の検討						
							支援者 専門職 生活福祉課 消防(警防救急課)	実態調査の協力	課題整理への協力	対応策の検討への参画						
		<令和2年度の取組ポイント> 福祉総合相談課及び後見支援センターは、本人に寄り添った意思決定支援の経験や支援を通じた課題への気づきを活かし、調査や研修に関する効果的手法等の検討に参画する。また今後は先進市を参考とし、任意後見制度やエンディングノート、各種契約（委任契約や死後事務委任契約等）を活用した体制整備について検討していく想定。														
		<令和2年度の実績報告> 「身元保証」に関する実態を把握するためのヒアリング調査を病院へ実施。今年度中に高齢者や障がい者の施設へのアンケート調査を実施していく。														
		<令和3年度の取組ポイント> 実態調査の結果を踏まえ、課題整理を進める。また、県内で先行的に取組を行っている自治体へのヒアリング等も検討中。 身寄りのない方への支援については、医療・介護連携、終活、社会的孤立を踏まえた視点で今後検討していく。														
		24	基礎	本人等が地域で暮らすために必要な取組の充実	-	-	全ての主体	各種計画に位置付けられた取組みの推進	→	→						
		25	懸案	居住支援に関する取組との連携策の検討  (関係課) 定住促進課	-	-	定住促進課	居住支援協議会の立上げ	課題整理	対応策の検討						
							福祉総合相談課 後見支援センター 支援者 専門職	居住支援協議会への参画及び協力	→	→						
		<令和2年度の実績報告> 高齢者や障がい者等住宅の確保が難しく、配慮が必要な方が民間賃貸住宅へ円滑に入居できる環境を整備することを目的とした居住支援協議会の設立に向けて、関係団体と調整を行い準備を進めた。														

## 「身寄りのない方への支援」に関する勉強会 報告書

### 1 実施状況

【日時】	令和3年3月26日 午前10時～正午
【場所】	豊田市役所 東庁舎7階 東大会議室2～4
【参加者】	32名
豊田市	21名（法務課、生活福祉課、障がい福祉課、介護保険課、高齢福祉課、定住促進課、市営住宅管理事務所福祉総合相談課）
豊田市社会福祉協議会	5名（包括、基幹、生活困窮、成年後見）
成年後見制度関係者	6名（弁護士、司法書士、社会福祉士、医療相談員）

### 2 実施内容

- 「身寄りのない方への支援に関する最近の動向と課題」（講師 熊田均弁護士）
- (1) 「身寄りがない人の入院及び医療に関する意思決定が困難な人の支援に関するガイドライン（厚生労働省）」の意味と最近の裁判例
  - (2) 身寄りのない人の支援について（成年後見・身元保証等）
    - ・行政が作るガイドラインは安定的で準法的とも言える効力を持ち、ガイドラインに定められたプロセスを経た行為に対して法的責任が問われる可能性は低い。
    - ・成年後見制度を利用することで身寄りのない人の諸課題は相当整理できる一方、成年後見制度ができない部分については、別の対策が必要である。
    - ・身寄りのない人や身元保証人が用意できない人は例外でなく、これに備えた準備づくりが必要である。（第2のスタンダード）

### 3 アンケート結果

- (1) 身寄りのない方への支援についての理解
  - ・5点満点（52%）4点（40%）3点（8%）2点（0%）1点（0%）
- (2) 勉強会で印象に残った言葉
  - ・身寄りがない人、身元保証人が用意できない人はもはや例外ではない
  - ・成年後見人（もしくは身元保証人）は医療同意できない
  - ・権利擁護とは「その人らしい生活を保障する」ことを含む概念と考えたい（積極的権利擁護の概念）
  - ・「本人（関係者）にとっての便利」と「本人の権利擁護」は一致しない
  - ・後見人と事前協議、準備づくり
- (3) 身寄りのない方への必要な支援や仕組み
  - ・豊田市独自のガイドラインの作成、ガイドラインの周知・理解
  - ・関係機関との情報共有、事前準備
  - ・行政はどこまで、何を対応するかを明確にすること
- (4) 全体の感想
  - ・ポイントが押さえられていて、とても分かりやすかった
  - ・この問題に関心を持ち続けたいと思う
  - ・身寄りのない方への支援の難しさを感じた
  - ・身寄りのない方への支援に関わる方々との意見交換する場が必要だと思う

## 令和3年度とよた市民後見人養成講座 カリキュラム

## 【事前説明会】

会場	月	日	時 間	内 容	講 師
41会議室	6	(土)	13:30~13:40【10】	開会	
			13:40~14:40【60】	成年後見制度について	豊田市成年後見支援センターアドバイザー 弁護士 杉本 みさ紀氏
			14:50~15:10【20】	豊田市における市民後見人の養成・共働について	豊田市福祉総合相談課 政策担当
			15:10~15:25【15】	とよた市民後見人養成講座について	豊田市成年後見支援センター職員

## 【基礎講座】(令和3年7月17日~11月20日) 13:00~16:30

(本:本人の意思と利益の尊重、市:市民としての生活の実現、生:生活等への変化の気づき、後:後見人としての自覚、公:公正な支援)

講 座	月	日	時 間	科 目	講 師
1日目 42・43 会議室	7	17 (土)	13:00~13:10【10】	開講式	豊田市役所 福祉部部長 豊田市社会福祉協議会 会長
			13:15~13:30【20】	オリエンテーション	豊田市成年後見支援センター職員
			13:30~14:00【30】	①豊田市の市民後見活動の理念と後見センターの役割(本・市)	豊田市福祉総合相談課 政策担当 豊田市成年後見支援センター職員
			14:00~14:30【30】	②家庭裁判所の役割	名古屋家庭裁判所岡崎支部
			14:40~16:10【90】	③権利擁護と成年後見制度(後・公)	豊田市成年後見支援センターアドバイザー 弁護士 杉本 みさ紀氏
2日目 介護予防室		31 (土)	13:00~14:30【90】	④本人の理解(認知症)(市・生)	認知症初期集中支援チーム チーム医 平山 真彦氏
			14:40~16:10【90】	⑤高齢者支援(本・生) ※事例検討含む	認知症初期集中支援チーム 石黒 富美子氏
3日目 42・43 会議室	8	14 (土)	13:00~14:30【90】	⑥障がい者総合支援法と本人の理解(知的障がい)(市・生)	社会福祉法人 無門福祉会 常務理事 阪田 征彦氏
			14:40~16:10【90】	⑦本人の理解(精神障がい)(市・生)	医療法人豊和会 南豊田病院 P SW 成瀬 智氏
4日目 42・43 会議室		28 (土)	13:00~15:00【120】	⑧意思決定支援と在宅医療(本・後)	豊田加茂医師会 加藤 真二氏 豊田市地域包括ケア企画課職員
			15:10~16:10【60】	⑨介護保険制度(市・生)	社会福祉士 水谷 英次氏
5日目 42・43 会議室	9	11 (土)	13:00~14:30【90】	⑩医療機関と公的医療保険制度(後・公)	豊田厚生病院 MSW 杉村 龍也氏
			14:40~16:10【90】	⑪医療費助成、後期高齢者医療保険(生・公)	豊田市福祉医療課職員
6日目 介護予防室		25 (土)	13:00~14:30【90】	⑫法律知識の基礎(民法)(後・公)	豊田市成年後見支援センターアドバイザー 弁護士 松山 剛久氏
			14:40~16:10【90】	⑬社会保障制度の概要(国民健康保険・国民年金)(生・公)	豊田市国保年金課職員
7日目 42・43 会議室	10	9 (土)	13:00~15:30【150】	⑭市民後見人の実際	とよた市民後見人バンク登録者
			15:30~16:00【30】	交流会	
8日目 42・43 会議室		23 (土)	13:00~14:00【60】	⑯とよた市民後見人の実務1(後・公) (各講座の振り返り)	司法書士 前田 裕之氏
			14:10~16:10【120】	⑯グループワーク・発表(後・公) 「後見人等の役割を考えよう①」	
9日目 42・43 会議室	11	6 (土)	13:00~16:00【180】 ※途中休憩含む	⑰グループワーク・発表(本・後) 「後見人等の役割を考えよう②」	同上
			13:00~14:30【90】	⑱とよた市民後見人の実務2(後・公) (後見人等としての心構え)	
10日目 42・43 会議室		20 (土)	14:40~16:10【90】	⑲とよた市民後見人の実務3(後・公) (就任時の手続き、定期報告、報酬の仕組み)	豊田市成年後見支援センターアドバイザー 社会福祉士 鬼頭 陽子氏

## 【実務講座】(令和3年12月4日~12月18日) 13:00~16:30

講 座	月	日	時 間	科 目	講 師
1日目 42・43会議室	12	4 (土)	13:00~16:00【180】	①後見事務の実際I	豊田市成年後見支援センター職員
			13:00~16:00【180】	②後見事務の実際II	豊田市成年後見支援センター職員
2日目 42・43会議室		18 (土)	16:00~16:30【30】	修了式	豊田市社会福祉協議会 会長

\*終了は16:30。30分間は休憩や講座終了後の振り返りのグループワーク等に充てる。

\*基礎講座8日目、9日目はグループワークのため参加必須。

\*フォローアップ研修 2日目~6日目、10日目の講座のうち1回以上の参加

## 令和3年度豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第1回会議 意見書

氏名

○本日の会議で言い足りなかったことや、追加意見などがあれば、ご記入ください。

7月14日（水）までにメールまたはFAXにてご提出ください

送付先

豊田市 福祉総合相談課

政策担当 杉浦

TEL (0565) 34-6791

FAX (0565) 33-2940

E-mail fukushi-sodan@city.toyota.aichi.jp

## 令和3年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第2回会議日程確認表

令和3年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第2回会議の開催につきまして、下記の日程の中で調整を行いたいと思いますので、参加の可否（○、×）を7月14日（水）までにFAXまたはメールにて御返信くださいますよう、よろしくお願ひします。

次回開催日については、7月20日（火）頃に一度ご連絡させていただく予定です。

開催候補日 令和3年11月1日（火）～11月19日（金）

氏名：\_\_\_\_\_

11/2（火） AM	PM	11/4（木） AM	PM	11/5（金） AM	PM

11/9（火） AM	PM	11/10（水） AM	PM	11/11（木） AM	PM

11/12（金） AM	PM	11/16（火） AM	PM	11/17（水） AM	PM

11/18（木） AM	PM	11/19（金） AM	PM		

返信先：豊田市役所 福祉部 福祉総合相談課 担当 杉浦

電話：0565-34-6791

FAX：0565-33-2940

E-MAIL：fukushi-sodan@city.toyota.aichi.jp